

**5月1日から、「戸籍」「住民票」などの証明書の  
交付請求の際にも「本人確認」を行います**

市民生活課（内線566・569）

最近、第三者が本人になりすまし、虚偽の届け出をして、戸籍や住民票の記載を勝手に変えたり、戸籍や住民票の証明書などを不正に取得して悪用する事件が発生しており、全国的な社会問題になっていきます。

そこで、このたび、戸籍法と住民基本台帳法が改正され、戸籍や住民票の届け出や証明書を取得する際の「厳正な審査」と不正者に対する「制裁の強化」が、実施されることになりました。

市では、現在も、転入や転出、婚姻や養子縁組などの届け出の際には、「本人確認」を実施していますが、法律の改正に伴って、新たに戸籍や住民票などの証明書の請求の際にも、窓口に来られた方及び郵送請求をする方の「本人確認」を5月1日から行います。住民の皆さんの大切な個人情報 の保護と不正請求を防止するため、ご理解とご協力をお願いします。

**市の組織機構の一部が変わります**

総務課（内線508）

「保険年金課」と「健康増進課」が新たに「健康保険課」となります。4月から、生活習慣病の予防対策を目的に、「特定健康診査」・「特定保健指導」が始まります。

市では、この制度を円滑に推進するために、保険年金課と健康増進課を統合し、新たに「健康保険課」を設置します。

**市政情報コーナーを設置します**

市に関する情報を多くの市民の皆さんに提供できるように、4月から市役所1階ロビー及び各地域事務所に市政情報コーナーを設置します。

このコーナーでは、公示文書の写し、市議会会議録、広報いよし、

市例規集など、各種資料を集約し、自由に閲覧いただけるようになります。お気軽にご利用ください。

**■利用時間**

市役所開庁日の8時30分～17時30分

**特定非営利活動促進法にかかる  
事務の窓口変更のお知らせ**

企画財務課（内線667）

4月1日から、今まで愛媛県で行われていた特定非営利活動促進法にかかる事務を伊予市で行うことになりました。

伊予市内のみに事務所を設置するNPO法人の設立認証申請、役員変更届、事業報告書の提出などの窓口が愛媛県から伊予市に

変更になりますのでご注意ください。  
※2以上の市町に事務所を設置する法人については、従来どおり愛媛県が窓口となります。

**■問い合わせ** 企画財務課、又は、愛媛県県民環境部県民活動推進課（☎91212305）

|                                                                                                                   |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p><b>■窓口での本人確認の方法</b></p> <p>証明書の請求の際には、「本人確認書類」（運転免許証、写真付き住民基本台帳カード、保険証、年金証書などの有効期限内の証明書）を1点又は2点以上提出してください。</p> |
| <p><b>■郵送請求する場合</b></p> <p>上記「本人確認書類」（現住所の記載のあるもの）の写しを1点同封し、返送先を現住所とすることになります。</p>                                |
| <p><b>■代理人により請求する場合</b></p> <p>本人確認をしたうえに、「代理権限証書」（委任状など）を提出することになります。</p>                                        |
| <p><b>■戸籍の証明書を請求される場合</b></p> <p>戸籍に記載されている方との関係についても確認します。</p>                                                   |
| <p>※以上の確認ができなかったときは、必要な説明や資料の提出を求めることとなります。請求者がこれに応じない場合は、証明書の交付はできません。</p>                                       |

皆さんの声を市の政策などに反映する  
『意見公募手続制度』がスタートします

企画財務課（内線588）

行政が定めようとする新たな制度は、行政内部で検討し、議会で議決を求めます。「意見公募手続制度」とは、行政内部での制度検討過程を公表し、皆さんの意見を求めるための一連の手続き制度のことです。

行政の透明性を確保し、政策立案への市民の参画を促すために制度化されました。

意見を求めようとするときは、広報いよしやホームページ、市役所ロビーなどで予告・お知らせし、政策などの案や関連資料などは、市役所ロビーや地域事務所、公民館、ホームページなどで閲覧、配布を行います。

■意見公募手続にかけられる内容

市民生活に大きな影響を与える条例（新たな義務を求めたり、規制など権利を制限したりするもの）や、市の将来計画（基本計画やマスタープランなどと呼ばれるもの）などを制定しようとするときなどに、意見公募手続が行われます。

■だれでも意見を述べる事ができるの？

だれでも述べる事ができます。

「ウエルピア伊予」の指定管理者を募集します

都市整備課（内線596）

行政改革・政策推進室（内線668）

市では、「ウエルピア伊予」の管理運営について、指定管理者を募集します。応募者の中から、選定委員会の採点評価により、最も適当な団体を選定します。

■指定管理による管理運営を

予定している施設の名称

伊予市都市総合文化施設

「ウエルピア伊予」

■施設の所在

伊予市下三谷1761番地1

■施設の概要

・敷地面積 117,052.38㎡  
・建物面積 15,578.31㎡  
（宿泊施設、会議施設、研修施設、テニスコート、体育館、野球場、ゴルフ練習場、老人ホーム、その他）

■提出書類

・公の施設指定管理者指定申請書（市の所定の様式）  
・法人にあつては、法人の登記簿謄本  
・非法人にあつては、団体の代表者の身分証明書  
・定款、規約等の書類又はこれらに相当する書類  
・申告書市の所定の様式）

市民以外にも、市内に事業所を持つ方（事業主）やそこに勤務する方、市内の学校に在学している方、市に納税義務がある方、公表された案に対して利害関係を持つ方などが、手続きのルールに沿って意見を述べる事ができます。  
※政策等の案について意見公募する際は、その方法や内容を順次、広報いよしやホームページなどに掲載します。

『就学援助制度』があります

就学の困難なご家庭のために

市では、経済的な理由で就学が困難な家庭に対して、学用品費、校外活動費、給食費などを援助しています。

詳しくは、お子さんの通っている小学校・中学校へご相談ください。

■問い合わせ 教育委員会学校教育課（内線722）、又は、各小・中学校へ。

安心して農地の貸し借りができます

農業委員会（内線577）

■申込方法

農業委員会では、4月と10月の年2回、農業後継者等に農地を集積することを目的として、農地の貸し借りをを行う「利用権設定等促進事業」を実施しています。

この事業で、農地の貸し借りをすると、貸借期間終了と同時に農地が返還されますので、安心して貸し借りができる制度です。

■申出受付期間

4月1日（火）～21日（月）

「オストメイト対応トイレ」を設置しました

伊予市市民会館に



市では、伊予市市民会館の1階に「オストメイト対応トイレ」を設置しました。

オストメイト対応トイレとは、人工肛門や人工ぼうこうとなった方が、畜便袋・畜尿袋などのストーマ装具の交換・装着、排泄物の処理やストー



マ周辺の皮膚の洗浄、衣服・使用済み装具の洗濯・廃棄などができるトイレのことです。

また、トイレの入り口には、オストメイトマーク（左上のマーク）を表示していますので、ご利用ください。

土地・家屋の価格等縦覧帳簿を縦覧しています

固定資産税の納税義務者及び委任を受けた方は、「土地価格等縦覧帳簿」「家屋価格等縦覧帳簿」で、比較したい土地、又は、家屋の地番を指定して閲覧することができます。また、納税義務者は、自分の資産内容が分かる「課税台帳」も閲覧できます。  
※縦覧・閲覧の際には、本人確認ができるもの（運転免許証・健康保険証など）をお持ちください。

■縦覧期間 4月1日（火）～30日（水）

■縦覧場所・問い合わせ 税務課（内線534）又は各地域事務所総合窓口課へ。

（伊予市シルバー人材センターは「新規会員」を募集しています「仕事の発注」を受け付けます）

（伊予市シルバー人材センターでは、新たに入会していただける方を募集しています。）

伊予市在住で、60歳以上の健康で働く意欲のある方であれば、どんなでも入会できます。皆さんの豊かな知識と経験・技能を活かし、楽しく働くことを通して、社会参加しながら、仲間をひろめてみませんか。また、事業主やご家庭の皆さんからのご用命をお待ちしていますので、お気軽にご連絡ください。

■仕事の内容

◇庭園・公園等の清掃や除草・剪定・消毒など  
◇簡単な大工、ペンキ塗り、障子・網戸張り  
◇表彰状などの筆耕、郵便物のあて書き  
◇掃除・洗たくなどの家事援助サービス、エアコン清掃  
◇企業内事務、配送、現場作業、清掃作業、車の運転  
◇倉庫や駐車場、その他施設の管理  
◇農作業の手伝い  
※その他ご相談に随時応じます  
■問い合わせ （伊予市シルバー人材センター） ☎94617377

あなたの受水槽・高架水槽を適正に管理していますか？  
貯水槽水道の維持管理について

水道課（内線 713）

は責任を持って管理し、利用者の安全・安心を心掛けましょう。



ビル・アパート・学校などの多くは、水道水を受水槽や高架水槽にいったんためて、各戸・多用途に供給し、使用しています。これらの施設を貯水槽水道といいます。

このようなところでは、管理が十分でないと水が汚れる可能性があります。毎日使う水です。受水槽や高架水槽の設置者（管理者）

ご家庭・事業所の水道配管は大丈夫ですか？

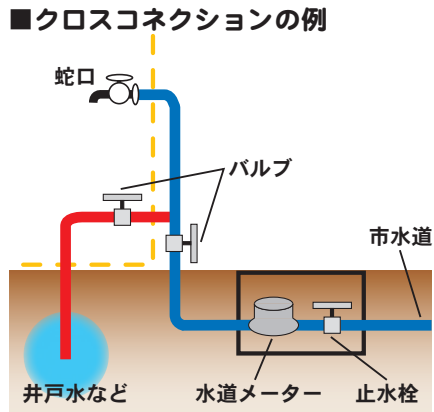
急に改善をしてください。

「市水の給水管」と「井戸水などの管やその他設備に使用する管」が直接連結されていませんか？

これは、クロスコネクション（誤接合）といい、上水道と井戸水等を接続することにより、井戸水が水道管へ逆流するなど、水質汚染につながるため、水道法により固く「禁止」されています。

また、バルブを設置し、必要に応じて水道水と井戸水などを切り替えて使用している状態もクロスコネクションになります。

現在、クロスコネクションになっているご家庭・事業所の方は、早



■クロスコネクションの例

国民健康保険の届け出はお済みですか？

健康保険課（内線 545）

春は異動の多い季節です。会社に入社して健康保険に加入し、国民健康保険が切れた場合は、市役所へ届け出をしなければなりません。自動的に切り替わると思っていませんか？また、退職しても元氣だからと、健康保険をそのままにいませんか？

社会保険などでは、職場で手続きをとってくれますが、国民健康保険の場合、皆さんの責任で手続

きをしなければなりません。特に、会社を辞めた時に忘れがちですが、14日以内に届け出を行う必要があります。なお、届け出が遅れた場合は、退職時にさかのぼって保険税がかかり、また、その間の医療費は全額自己負担となります。

最近こうした届け出の遅れるケースが増えていきますのでご注意ください。

出産育児一時金受領委任払制度について

国民健康保険の加入者が出産すると、出産育児一時金として子ども1人あたり35万円が支給されますが、申請によりそれを市から直接医療機関へ支払うことができます。

この制度により、出産費用が35万円を超える場合は、超えた分だけの支払いで済むこととなります。また、出産費用が35万円未満の場合は、差額を世帯主に支給します。

■利用対象者

○出産育児一時金の支給が見込まれる世帯主（国民健康保険加入者）

○医療機関等から受領委任払の同意を得られる方

○国民健康保険税の未納がない方

■手続き

○委任払承認申請書に医療機関の同意を得て提出してください。

○申請は、出産予定日の1か月前から受け付けます。

○申請書は、健康保険課、又は、各地域事務所総合窓口課にあります。

■その他

帝王切開等保険診療となった場合は、後日別途手続きが必要となります。

学生の皆さんへ

「国民年金学生納付特例制度」をご存じですか

健康保険課（内線 547）

■学生納付特例制度とは

国民年金は、20歳以上のすべての人が加入することになっています。学生の方も例外ではありません。しかし、学生の方は、一般的に収入がない等の理由で、保険料を納めることが難しいため、学生本人の所得が一定額以下の場合に、在学期間中の保険料が猶予される「学生納付特例制度」があります。

障害等といった不慮の事態が生じた場合には、障害年金や遺族年金が支給されますが納付条件があります。学生納付特例制度の承認を受けている期間は、保険料納付済期間と同様の対象期間になります。

■対象となる学生は

大学（大学院）、短大、高校、専門学校、各種学校（※1）等に在学する20歳以上の学生等（※2）であって、学生本人の所得が118万円（一定のめやす）以下である方

（※1）各種学校の対象は、終業年限が1年以上の課程に在学している方です。私立の各種学校については、都道府県の認可を受けた学校に限られます。

（※2）夜間・定時制課程や通信制課程の

方も含まれます。

■手続きの簡素化について

前年度に申請された方で、社会保険事務所からハガキ様式の申請書が送付された方について、引き続き学生納付特例制度を申請する場合は、申請書に学校名、氏名、住所等を記入し、送付してください。社会保険事務所から送付されなかった方や新規に申請をする方等については、市役所の窓口で届け出をしてください。

○届け出に必要なもの

・新学年の在学証明書、又は、学生証の写し（両面写し）

・年金手帳、印鑑

■追納できます

学生納付特例期間は、老齢基礎年金の受給資格要件には算入されませんが、年金額には反映されません。このため、この期間について、10年以内であれば、保険料をさかのぼって納めること（「追納」）ができます。ただし、承認を受けた年度から起算して、3年度目以降に追納する場合は、猶予されていたときの保険料に一定の加算額が加わりますので、卒業したら、早めに追納しましょう。

水道の休日当直当番業者

◆土・日曜日、祝日の上水道、簡易水道、条例水道の緊急業務（簡易な修理は除く）は、次の当直水道指定工事業者ににご相談ください。

| 月 | 日     | 指定工事事業者    |     | 電 話      |
|---|-------|------------|-----|----------|
| 4 | 5(土)  | K・シマダ      | 下吾川 | 983-6553 |
|   | 6(日)  | (有)協和設備工業  | 上吾川 | 983-4185 |
|   | 12(土) | (有)栄電機設備   | 中 山 | 967-1318 |
|   | 13(日) | (株)伊予設備    | 米 湊 | 983-4613 |
|   | 19(土) | 岩井水道工業所    | 大 平 | 983-3066 |
|   | 20(日) | 藤岡工業(株)    | 上 灘 | 986-0350 |
|   | 26(土) | (有)二宮水道工業  | 下吾川 | 983-2819 |
|   | 27(日) | 未来設備       | 尾 崎 | 983-5282 |
|   | 29(火) | 功栄設備       | 中 村 | 982-5888 |
| 5 | 3(土)  | (有)升田金物店   | 出 渚 | 967-0067 |
|   | 4(日)  | (有)ハヤタ設備工業 | 上吾川 | 983-0398 |
|   | 5(月)  | 西岡建材(株)    | 下吾川 | 983-1598 |
|   | 6(火)  | 友澤設備       | 大 平 | 982-1381 |

※業者への依頼は、8:00~17:00の時間帯にお願いします。

※水道メーターから宅地内側の修理は、全て有料です。

= 市内の交通事故状況 =

（2月末日現在）

|     | 2月  | 累計  | 前年比   |
|-----|-----|-----|-------|
| 発 生 | 12件 | 27件 | - 12件 |
| 死 者 | 1人  | 2人  | + 2人  |
| 傷 者 | 13人 | 28人 | - 22人 |

シートベルトを正しく着用しましょう！

= 市内の街頭犯罪等発生状況 =

（2月末日現在）

|         | 2月  | 累 計 | 前 年 比 |
|---------|-----|-----|-------|
| 侵 入 盗   | 15件 | 20件 | + 6件  |
| 自 動 車 盗 | 0件  | 0件  | - 1件  |
| オートバイ盗  | 3件  | 5件  | + 3件  |
| 自 転 車 盗 | 3件  | 5件  | - 4件  |
| 車上ねらい   | 7件  | 8件  | - 1件  |

安全は 一人ひとりの 意識から  
安心は 人のつながり 地域から

皆さんの安心のため、消防は24時間活動しています。  
【緊急地震速報！強い揺れに警戒】

伊予消防署 ☎ 982-0657

昨年10月から一般向けの「緊急地震速報」の運用が開始されました。一部のラジオ局では、この4月から放送が開始されます。  
今、「数秒後に地震が発生します」と言われたとき、あなたはどのようにしますか？強い揺れが来るまでのわずかな時間に、あなたのとるべき行動について考えてみましょう。

#### 具体的な行動の例

##### ◎家の中

○頭を保護し、大きな家具から離れて、丈夫な机の下などに隠れる

○慌てて外へ飛び出さず、扉を開けて避難路を確保する  
○火は無理に消そうとしない



##### ◎屋外

○ブロック塀の倒壊や自動販売機の転倒に注意して、そばから離れる

○ビルの壁、看板、ガラスの落下に備えて、建物から離れる



##### ◎運転中

○慌てて急ブレーキをかけない  
○ハザードランプなどで周りの車に注意を促した後、ゆっくりスピードを落とす

○大きな揺れを感じたら、緊急車両などが通行するスペースを空け、左側に停車する

○車を離れるときは鍵を抜かず、さしたままにしておく



##### ◎列車・バス

○つり革、手すりなどの丈夫なものにしっかりとつかまる

◎大規模施設(デパートや映画館)  
○施設の従業員の指示に従う  
○出口や階段に殺到すると危険なので、落ち着いて行動する

○つり下がっている照明などから離れる



緊急地震速報を見たり聞いたりしたら、「周囲の状況に応じて、慌てずに、まず身の安全を確保すること」が大切です。それに加えて、耐震補強や家具の固定などをして、普段から地震に備えておきましょう。  
(イラストは、NHKホームページより引用)

#### 『緊急地震速報』って何？

地震が発生すると、P波と呼ばれる小さな揺れのあと、S波と呼ばれる



ばれる大きな揺れが来ます。このP波をとらえて地震の規模や震源地を予測し、大きな揺れのS波が来る数秒から数十秒前に発表されるのが緊急地震速報です。  
これは、気象庁で最大震度が5弱以上と予測されたとき、震度4以上の地域にテレビやラジオの各放送局から放送されます。ただ、震源の近くでは情報が間に合わないことがあり、また、予測震度には、±1程度の誤差が生じるという技術的な問題もあります。しかし、地震発生までのわずかな時間を生かして、被害を減らすことができるものとして期待されています。

#### ■伊予市管内の火災と救急出場件数(2月末日現在)

| 種別     | 2月分 |    |     | 累計(1月から) |     |     |
|--------|-----|----|-----|----------|-----|-----|
| 火災件数   | 本庁  | 0  | 1   | 本庁       | 2   | 3   |
|        | 中山  | 1  |     | 中山       | 1   |     |
|        | 双海  | 0  |     | 双海       | 0   |     |
| 救急出場件数 | 本庁  | 91 | 136 | 本庁       | 200 | 288 |
|        | 中山  | 19 |     | 中山       | 37  |     |
|        | 双海  | 26 |     | 双海       | 51  |     |

|             |             |
|-------------|-------------|
| 火災・救急 → 119 |             |
| 火災救急病院      | 案内 982-5959 |